

別紙 1（余裕期間設定工事の場合）

香川県工事請負契約約款の特則

この契約において、香川県工事請負契約約款第 35 条の規定については、次のとおり変更して適用する。

（前金払）

- 第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 に相当する額以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、当該請負代金額が 200 万円に満たないときは、この限りでない。この場合において、前金払の請求は、工事開始日まで行うことができない。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 に相当する額を超えるときは、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 14 日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の期間を経過した日における民法第 404 条に定める法定利率（以下「法定利率」という。）で計算して得た額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 8 前項ただし書の規定は、第 50 条第 3 項及び第 51 条第 5 項の場合に準用する。